

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月19日
【会社名】	築地魚市場株式会社
【英訳名】	TSUKIJI UOICHIBA COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 康司
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲六丁目6番2号
【電話番号】	東京(03)6633局3500番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 大竹 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲六丁目6番2号
【電話番号】	東京(03)6633局3500番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 大竹 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年4月2日付で提出しておりました臨時報告書の記載事項のうち、2026年5月14日に確定した事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ  
(5) 当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響
2. 連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象  
(1) 当該事象の発生日  
(2) 当該事象の内容  
(3) 当該事象の連結損益に与える影響額
3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象  
(1) 当該事象の発生日  
(2) 当該事象の内容  
(3) 当該事象の損益に与える影響額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ  
(5) 当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響  
上記債権額に対し、現在、回収見込み額が確定しておらず、影響額を算定中であります。2026年3月期連結決算において貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。
2. 連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象  
(1) 当該事象の発生日  
未定  
(2) 当該事象の内容  
当社グループは、「1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ」に記載のとおり、当該取引先の売掛金に対し、貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。  
(3) 当該事象の連結損益に与える影響額  
現在、回収見込み額が確定しておらず、影響額を算定中であります。2026年3月期連結決算において貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。
3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象  
(1) 当該事象の発生日  
未定  
(2) 当該事象の内容  
当社は連結子会社である築地市川水産株式会社に対して運転資金の貸し付けをしており、当該連結子会社が「1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ」に記載しております貸倒引当金繰入額を計上することにより、債務超過となる見込みであります。そのため、当社が保有する当該連結子会社の貸付金の返済について不確実性が存在しており、債務超過分につきまして、当社が関係会社貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。  
(3) 当該事象の損益に与える影響額  
前述のとおり、影響額が確定していないため、当該連結子会社の債務超過額が確定しておりません。影響額を算定中ではありますが、2026年3月期決算において関係会社貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。

(訂正後)

1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ

(5) 当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

上記債権額に対し、2026年3月期連結決算において、回収見込み額を除く415百万円を販売費及び一般管理費の貸倒引当金繰入額に計上することといたしました。

2. 連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生日

2026年5月14日

(2) 当該事象の内容

当社グループは、「1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ」に記載のとおり、当該取引先の売掛金に対し、貸倒引当金繰入額を計上することといたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、2026年3月期連結決算において貸倒引当金繰入額415百万円を販売費及び一般管理費に計上することといたしました。

3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生日

2026年5月14日

(2) 当該事象の内容

当社は連結子会社である築地市川水産株式会社に対して運転資金の貸し付けをしており、当該連結子会社が「1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ」に記載しております貸倒引当金繰入額を計上することにより、債務超過となりました。そのため、当社が保有する当該連結子会社の貸付金の返済について不確実性が存在しており、債務超過分につきまして、当社が関係会社貸倒引当金繰入額を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2026年3月期決算において、関係会社貸倒引当金繰入額348百万円を営業外費用に計上することといたしました。